

陳情第12号	受理年月日	平成29年2月22日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	福岡市博多区博多駅南一丁目2-3 福岡県保険医協会 会長 鷺坂 英輝	
件名	給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載の中止について	
要旨	<p>平成29年度から、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を記載して送付することとされているが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はなく、他者が特定個人情報のみだりに第三者に提供することは、憲法で保障されたプライバシー権を著しく侵害するものである。</p> <p>また、安全管理措置を講じることが能力的にかなわない事業者に対し、一律に個人番号が記載された通知書を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上、情報漏えいの危険性を高めることになる。</p> <p>更に、通知書に個人番号が記載されると、自治体が負う個人情報漏えいのリスクが高まるばかりか、通知書を簡易書留や特定記録郵便で送付することで、郵便料の大幅な増大と受け取り日数の増加を招き、徴収事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に個人番号を記載しないこと。	
	2 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第91号)第1条の第3号様式改正の撤回を求める旨の意見書を提出すること。(意見書案は別紙のとおり)	